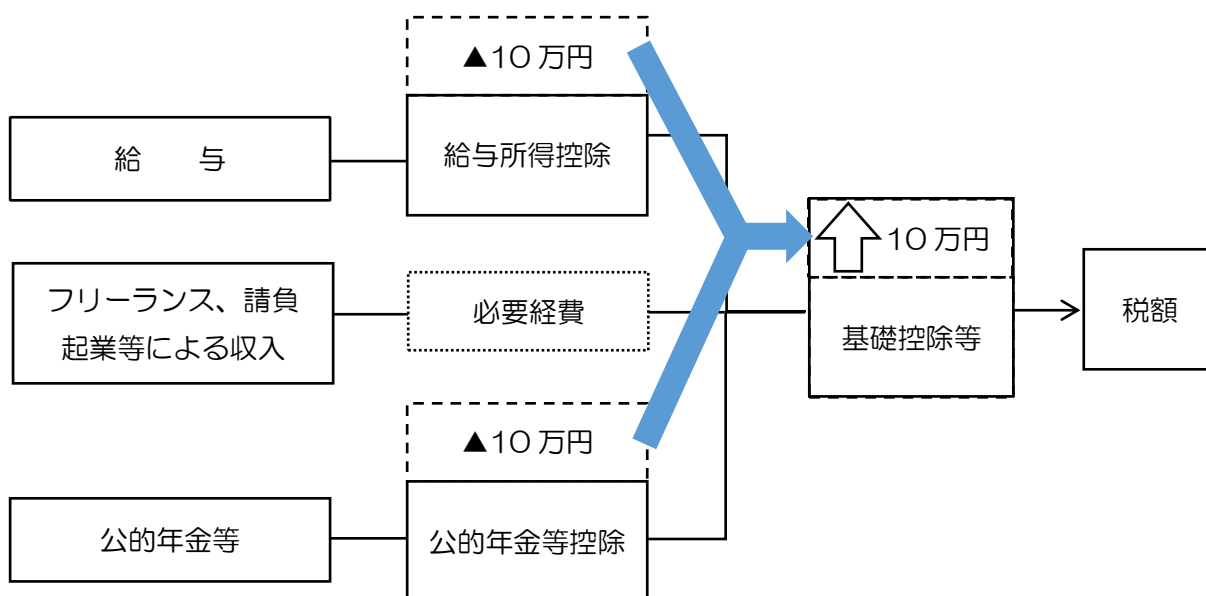


1 給与所得控除及び公的年金等控除からの基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入のみに適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を 10 万円引き上げます。



(1) 給与所得控除

- ・給与所得控除を 10 万円引き下げます。
- ・給与収入が 850 万円を超える場合の控除額を 195 万円に引き下げます。

※ただし、子育て・介護等への配慮から、23 歳未満の扶養親族がある方や特別障害者控除の対象者である扶養親族がある方等については、負担が増えないようにします。（『所得金額調整控除』2-①参照）

給与所得控除

給与等の収入金額	控除額（令和 3 年度以降）	控除額（令和 2 年度）
～1,625,000 円	550,000 円	650,000 円
1,625,001 円～1,800,000 円	収入金額×40%－100,000 円	収入金額×40%
1,800,001 円～3,600,000 円	収入金額×30%＋80,000 円	収入金額×30%＋180,000 円
3,600,001 円～6,600,000 円	収入金額×20%＋440,000 円	収入金額×20%＋540,000 円
6,600,001 円～8,500,000 円	収入金額×10%＋1,100,000 円	収入金額×10%＋1,200,000 円
8,500,001 円～10,000,000 円		
10,000,001 円～	1,950,000 円	2,200,000 円

給与所得の算出表

令和3年度以降

給与等の収入金額	給与所得金額
～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入金額×0.25（千円未満切り捨て）×2.4＋100,000円
1,800,000円～3,599,999円	収入金額×0.25（千円未満切り捨て）×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入金額×0.25（千円未満切り捨て）×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円～	収入金額－1,950,000円

令和2年度

給与等の収入金額	給与所得金額
～650,999円	0円
651,000円～1,618,999円	収入金額－650,000円
1,619,000円～1,619,999円	969,000円
1,620,000円～1,621,999円	970,000円
1,622,000円～1,623,999円	972,000円
1,624,000円～1,627,999円	974,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入金額×0.25（千円未満切り捨て）×2.4
1,800,000円～3,599,999円	収入金額×0.25（千円未満切り捨て）×2.8－180,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入金額×0.25（千円未満切り捨て）×3.2－540,000円
6,600,000円～9,999,999円	収入金額×0.9－1,200,000円
10,000,000円～	収入金額－2,200,000円

税制改正（令和3年度～適用）

(2) 公的年金等控除

- ・ 公的年金等控除を 10 万円引き下げます。
- ・ 公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合、控除額の上限を 195.5 万円とします。
- ・ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は控除額を引き下げます。

公的年金等控除

65 歳未満

公的年金等の収入金額	控除額（令和 3 年度以降）			控除額（令和 2 年度）
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 2,000 万円以下	2,000 万円超	
～1,299,999 円	600,000 円	500,000 円	400,000 円	700,000 円
1,300,000 円 ～4,099,999 円	収入金額×25% +275,000 円	収入金額×25% +175,000 円	収入金額×25% +75,000 円	収入金額×25% +375,000 円
4,100,000 円 ～7,699,999 円	収入金額×15% +685,000 円	収入金額×15% +585,000 円	収入金額×15% +485,000 円	収入金額×15% +785,000 円
7,700,000 円 ～9,999,999 円	収入金額×5% +1,455,000 円	収入金額×5% +1,355,000 円	収入金額×5% +1,255,000 円	収入金額×5% +1,555,000 円
10,000,000 円～	1,955,000 円	1,855,000 円	1,755,000 円	

65 歳以上

公的年金等の収入金額	控除額（令和 3 年度以降）			控除額（令和 2 年度）
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000 万円以下	1,000 万円を超え 2,000 万円以下	2,000 万円超	
～3,299,999 円	1,100,000 円	1,000,000 円	900,000 円	1200,000 円
3,300,000 円 ～4,099,999 円	収入金額×25% +275,000 円	収入金額×25% +175,000 円	収入金額×25% +75,000 円	収入金額×25% +375,000 円
4,100,000 円 ～7,699,999 円	収入金額×15% +685,000 円	収入金額×15% +585,000 円	収入金額×15% +485,000 円	収入金額×15% +785,000 円
7,700,000 円 ～9,999,999 円	収入金額×5% +1,455,000 円	収入金額×5% +1,355,000 円	収入金額×5% +1,255,000 円	収入金額×5% +1,555,000 円
10,000,000 円～	1,955,000 円	1,855,000 円	1,755,000 円	

(3) 基礎控除

- ・基礎控除を 10 万円引き上げます。
- ・合計所得金額が 2,400 万円を超える場合は段階的に控除額が減少し、2,500 万円を超える場合は適用外とします。

基礎控除

合計所得金額	基礎控除（令和 3 年度以降）	基礎控除（令和 2 年度）
2,400 万円以下	43 万円	33 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円	
2,500 万円超	0 円	

2 所得調整控除の創設

①給与等の収入金額が 850 万円を超える方のうち、以下の（イ）～（ハ）に該当する方は、所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除します。

- （イ）特別障害者に該当する方
- （ロ）年齢 23 歳未満の扶養親族を有する方
- （ハ）特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する方

所得金額調整控除 = (『給与等の収入金額』 - 850 万円) × 10%

※『給与等の収入金額』が 1,000 万円を超える場合には 1,000 万円として計算します。

②給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方がある方で、それらの合計額が 10 万円を超える場合は、所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除します。

所得金額調整控除

= 『給与所得控除後の給与等の金額』 + 『公的年金等に係る雑所得の金額』 - 10 万円

※『給与所得控除後の給与等の金額』が 10 万円を超える場合は、10 万円として計算します。

※『公的年金等に係る雑所得の金額』が 10 万円を超える場合は、10 万円として計算します。

3 ひとり親控除の創設及び寡婦（夫）控除の見直し

全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、婚姻歴や性別の有無にかかわらず、生計を一にする子を有する単身の方で、前年の合計所得金額が 500 万円以下である方は、「ひとり親控除」の適用を受けられます。

- 婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者で、合計所得金額が 500 万円以下である方の場合は、『ひとり親控除』（控除額 30 万円）を適用します。
- ひとり親に該当しない寡婦の方については、引き続き寡婦控除（控除額 26 万円）を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限（合計所得金額 500 万円以下）を設定します。
- 住民票に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある方は対象外となります。

ひとり親控除及び寡婦控除

本人が女性

配偶関係			控除額（令和 3 年度以降）				控除額（令和 2 年度）			
			死 別		離 別		未婚の ひとり親 500 万 円以下	死 別		離 別
合計所得			500 万 円以下	500 万 円超	500 万 円以下	500 万 円超		500 万 円以下	500 万 円超	500 万 円以下
扶養親族	有	子	30 万 円	—	30 万 円	—	30 万 円	26 万 円	30 万 円	30 万 円
		子 以外	26 万 円	—	26 万 円	—	—	26 万 円	26 万 円	26 万 円
	無	26 万 円	—	—	—	—	26 万 円	—	—	—

本人が男性

配偶関係			控除額（令和 3 年度以降）				控除額（令和 2 年度）			
			死 別		離 別		未婚の ひとり親 500 万 円以下	死 別		離 別
合計所得			500 万 円以下	500 万 円超	500 万 円以下	500 万 円超		500 万 円以下	500 万 円超	500 万 円以下
扶養親族	有	子	30 万 円	—	30 万 円	—	30 万 円	26 万 円	—	26 万 円
		子 以外	—	—	—	—	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—

寡婦控除

ひとり親控除

税制改正（令和 3 年度～適用）

4 基礎控除の引き上げに伴う所得要件等の見直し

給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、見直される所得控除及び市・県民税が課税されない方（非課税）に係る所得要件は以下の通りです。

所得控除等の所得要件等

所得控除等	令和3年度以降	令和2年度
同一生計配偶者及び扶養親族	合計所得金額が48万円以下	合計所得金額が38万円以下
配偶者特別控除	合計所得金額が48万円を超え133万円以下	合計所得金額が38万円を超え123万円以下
勤労学生控除	合計所得金額が75万円以下	合計所得金額が65万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する最低保証額	55万円	65万円

市・県民税が課税されない方（非課税）に係る所得要件

	令和3年度以降	令和2年度
非課税対象者	障害者、未成年者、ひとり親または寡婦（ひとり親を除く）で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方	障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年中の合計所得金額が125万円以下の方
均等割の非課税限度額の合計所得金額	$280,000 \text{円} \times (\text{扶養人数} + 1) + 100,000 \text{円} + 168,000 \text{円} \ast$	$280,000 \text{円} \times (\text{扶養人数} + 1) + 168,000 \text{円} \ast$
所得割の非課税限度額の総所得金額等	$350,000 \text{円} \times (\text{扶養人数} + 1) + 100,000 \text{円} + 320,000 \text{円} \ast$	$350,000 \text{円} \times (\text{扶養人数} + 1) + 320,000 \text{円} \ast$

※扶養親族がいる場合のみ加算します。

5 調整控除の改正

合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外とします。

6 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書のエルタックス等による提出義務基準の引き下げ

令和3年1月1日以後に提出する給与支払報告書及び公的年金等支払報告書のeLTAX（エルタックス）または光ディスク等による提出義務基準について、基準年に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が1,000枚以上から100枚以上に引き下げられました。

7 中止イベントのチケットの払い戻しを受けない場合の寄付金税額控除

政府の自粛要請を踏まえて中止・延期・規模縮小された文化芸術・スポーツイベントのうち、次の要件に該当し、文部科学大臣が指定した行事について、チケットを購入した観客がその払い戻しを受けることを辞退した場合は、寄附金税額控除の対象となります。

※控除対象となるチケット料金は最大 20 万円。

【要件】

- ・文化芸術またはスポーツに関するもの
- ・令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに開催された又は開催する予定であったもの
- ・不特定かつ多数の者を対象とするもの
- ・日本国内で開催された又は開催する予定であったもの
- ・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止・延期・規模縮小されたもの
- ・中止等の場合には、入場料金・参加料金等の払い戻し規約のあるもの又は現に払い戻しを行っているもの

8 住宅ローン控除の居住開始年月日の延長

消費増税に伴う対応として、消費税率 10%が適用される住宅取得等について、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までに住宅の用に供した場合に、住宅ローン控除の適用期間が 10 年から 13 年に延長されています。

これについては、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建築工事の遅延等への対策として、令和 2 年 12 月 31 日までに居住開始できなかつた場合でも、次に掲げる要件をすべて満たす場合は、控除期間の延長が適用されます。

【適用要件】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響によって、新築した住宅等への居住開始が遅れたこと
- ・一定の期間（新築の場合は令和 2 年 9 月末、それ以外の場合は令和 2 年 11 月末）までに新築した住宅等に係る契約を行っていること
- ・令和 3 年 12 月末までに新築した住宅等に居住開始していること